

平成29年度医療的ケア児支援促進モデル事業 実施概要

参考資料1

| 自治体名 | 都道府県等の医療的ケア児支援促進における課題 | 事業内容及び手法 | | | | |
|--------|---|-----------------------------------|---|--|---|--|
| | | (1) 児童発達支援事業所等での受入の促進に対する支援内容及び手法 | | (2) 併行通園の促進に対する支援内容及び手法 | (3) 喀痰吸引等研修などの医療的ケアの知識・技能取得のための研修の実施内容及び手法 | (4) 緊急時の対応マニュアルの作成、医療的ケア児の日中活動の支援体制の検討内容及び手法 |
| | | 実施地域 | 支援内容及び手法 | | | |
| 東京都町田市 | 医療的ケア児の状態は様々であるため、障害が重度である場合は看護師の確保が必要。一方、医療的ケア行為が軽微で実施頻度が少ない場合は、介護職員等による特定行為の実施ができるよう育成体制を整え、看護師のみに頼らない体制づくりも求められる。いずれの場合も医療的ケアを実施する人材確保が必要と考えられる。 | 管内全地域 | <p>(連携が構築されていない地域への支援)</p> <p>医療的ケア児の、地域生活を支えるための協力体制を構築するため、連携会議等を設置していく予定である。</p> <p>(一定の連携が構築されている地域への支援)</p> <p>当該医療的ケア児がこれまで利用していた、地域の児童発達支援事業所内の看護職と連携し、児の情報交換を行っている。</p> | 今後、当該医療的ケア児が地域の保育園等に入園した際は、併行通園として、所属園と連携し支援を行っていく予定である。 | 平成28年度東京都介護職員等による吸引等の実施のための研修(特定の者対象)に、保育士2名が参加し基本研修過程を終了した。平成29年度は、自施設の保健師・看護師(指導者養成事業修了者)による指導のもと、実施研修課程研修を受講予定である。 | 平成29年4月より、単独通園する医療的ケア児を受け入れるにあたり、主治医の指示書、意見書のもと、職員が協力して安全に医療的ケアが実施できるように、施設長を中心に保護者、園医、緊急時対応の医療機関との連携体制を整えた。児は登園後、定期的に健康状態を確認し、必要な医療的ケアを実施して日中の療育活動に参加できるよう体調管理している。 |

| 自治体名 | 都道府県等の医療的ケア児支援促進における課題 | 事業内容及び手法 | | | | |
|-------------|---|-----------------------------------|--|--|--|--|
| | | (1) 児童発達支援事業所等での受入の促進に対する支援内容及び手法 | | (2) 併行通園の促進に対する支援内容及び手法 | (3) 喀痰吸引等研修などの医療的ケアの知識・技能取得のための研修の実施内容及び手法 | (4) 緊急時の対応マニュアルの作成、医療的ケア児の日中活動の支援体制の検討内容及び手法 |
| | | 実施地域 | 支援内容及び手法 | | | |
| 長野県 安曇野市 | 医療的ケア児が通所し易いように身近にいくつかの拠点を整備する必要がある。 事業所における専門スタッフの確保が必要である。 | 管内全地域 | (連携が構築されていない地域への支援) (一定の連携が構築されている地域への支援) 看護師を児童発達支援事業所へ配置し、主治医から医療的指示が行われることにより医療的ケア児の単独通園や医療的ケアが可能となる。 | 認定こども園等、医療機関、相談支援専門員等と連携を図り、定期的なケア会議を行うとともに認定こども園等との併行通園を提案し、支援の継続性が図れるよう実施していく。 | | |

| 自治体名 | 都道府県等の医療的ケア児支援促進における課題 | 事業内容及び手法 | | | | |
|------|--|-----------------------------------|--|--|---|--|
| | | (1) 児童発達支援事業所等での受入の促進に対する支援内容及び手法 | | (2) 併行通園の促進に対する支援内容及び手法 | (3) 喀痰吸引等研修などの医療的ケアの知識・技能取得のための研修の実施内容及び手法 | (4) 緊急時の対応マニュアルの作成、医療的ケア児の日中活動の支援体制の検討内容及び手法 |
| | | 実施地域 | 支援内容及び手法 | | | |
| 宮崎県 | <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい児(者)(以下「重心児(者)」)の入所施設の偏在 ・在宅で重心児(者)を診る家族の負担軽減のための短期入所 ・通所系事業所の不足 ・人工呼吸器、気管切開痰の吸引等の医療的ケアを必要とする重心児(者)及びその家族の社会参加への支援不足(保育、教育での預かりや短期入所等を利用した就労や社会参加機会の確保の困難さ) ・重心児(者)を専門に診療する小児科医等の不足 ・小児慢性特定疾病における医療的ケアを要する児童等への支援における福祉と医療の連携不足 | 管内全地域 | <p>(連携が構築されていない地域への支援)</p> <p>医療的ケア児の受入れを行う、又は受入れを検討する事業所の看護師等を対象とした研修を実施し、支援者技術の向上及び受入れ事業所の拡大を図る。</p> <p>【要する経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会講師謝金(2回×3名) ・研修会講師旅費(2回) ・消耗品費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・会場使用料 <p>※特に支援資源の不足が懸念されている県北、県西地域で各1回実施することを想定。</p> <p>(一定の連携が構築されている地域への支援)</p> <p>本県においては、全域において連携が構築されているとは言えない状況である。</p> | 現時点で医療的ケア児の併行通園に関するニーズが把握できていないため、実施は困難。 | <p>医療・保健・福祉・教育の各分野における関係機関との連携強化のための協議会を設置し、連携体制の構築と、個別のケースを例とした支援内容の検討等を行う。あわせて、関係機関の連携を促進するため、総合調整を行うコーディネーターを、県立こども療育センターに配置する。</p> <p>【要する経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連携協議会設置に係る経費 ・委員報酬(2回×20名) ・協議会参加旅費(2回) ・消耗品費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・会場使用料 <p>※連携協議会参加想定機関</p> <p>医療機関、保健所、学校関係者、保育所関係者、障がい福祉サービス事業者、訪問看護事業所 等</p> <p>○コーディネーター(非常勤職員)配置に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費(報酬、共済費、通勤手当) ・活動用経費(旅費、消耗品費、通信運搬費) | |